

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 令和4年11月21日(月)
	午前9時00分から午前9時20分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 21号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第 22号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第 23号 買受適格証明書(3条許可)
日程第 5 議案第 24号 事業計画変更承認申請	
日程第 6 決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	
日程第 7 専決報告	
1. 農地法第3条の3の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	
3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願	
4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	
日程第 8 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
2. 農地改良届出書	
6. 農業委員会事務局職員(5人)別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礪川湧生 植松 佑太 である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、令和4年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 14番 沖 龍彦 委員</p> <p>議席番号 15番 伊藤 豊 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・6件</p> <p>議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・5件</p> <p>議案第23号 買受適格証明願（3条許可）・・・・・・・・・・1件</p> <p>議案第24号 事業計画変更承認申請・・・・・・・・・・1件</p> <p>決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・15件</p> <p>専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・13件</p> <p>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・・・1件</p> <p>3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願・・・・・・1件</p> <p>4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・5件</p> <p>報告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・12件</p> <p>2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・1件</p> <p>それでは、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から6番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、6件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第21号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p>

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 5 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて妻と子ども 1 人の 3 人で生活しています。子どもが成長していくと家財も増え、手狭になることから、自己用住宅を建築する計画を立てました。申請者夫婦は自己所有地がないため、生活に適した物件を探しましたが、なかなか条件にあう物件が見つかりませんでした。また、本家での同居も考えましたが、世代間の生活様式の違いでお互いに気を遣う恐れがあるため、断念しました。そんな現状から建築をあきらめかけていたところ、父の所有地である申請地であれば住宅建築に使用してもよいと言ってもらえました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成 1 2 年に法人を設立し、それまでの家業を承継しつつ農業に勤しんでおります。菊花の品種改良に挑み、取り扱い品種数、生産量は日本最大級で、菊の専門業者として確固たる地位を築いております。菊は観賞用だけでなく食用としても出荷しております。さらに事業を発展させるため、真空パックした花を供給するための農産物加工及び貯蔵場として施設を新設したいと考えました。申請地は本拠地近くのハウスが立ち並んでいるなかであり、搬出入にも都合がよく、今後の事業を営んでいくために最適な場所だと考えました。よって今般の申請にて申請地を借り受け、農産物加工及び貯蔵場を建築するものです。</p> <p>(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成 26 年に愛西市にて設立された、主に古物中古品の売買を営む法人です。令和 3 年に自己所有地である弥富市の資材置場に本店を移転しました。資材の増加から今回の申請地の隣地を資材置場として利用し始めましたが、資材の搬入搬出を行う中で、車両の転回ができず、接道の交通量も多く安全性にも問題があるため、困っておりました。そこで隣接した土地である今回の申請地の所有者の方に話したところ、譲渡していただけることになりました。申請地を一体利用することで、車両が安全に進入退出するスペースを確保できます。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。</p>

事務局	<p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。同工事には床版工事資材置場の確保は必須であり、現在一時転用して利用している現場事務所兼資材置場の他に適当な場所を探しておりました。申請地であれば3か所ともすぐ前を通る東名阪自動車道に資材の搬入も容易で作業効率向上のために最適な位置であると考えております。今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場として一時的に利用する計画です。なお、本部田町狭場の土地については300名を超える作業員の全体集合広場として利用をし、工事が本格化した際には資材置場として利用します。事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は、令和2年に西川端町で設立され、建築工事業を営んでおります。会社所在地は事務所、木工加工所、駐車場などで占められ、空き地はありません。また、隣地に借りている駐車場も地主より明け渡しを求められています。そのため、申請地に建築現場用の仮設物と駐車場を確保する計画を立てました。申請地は法人の代表者の居住地の隣地であり、管理に大変好都合なため、選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、仮設物物置及び駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第22号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第23号 買受適格証明願 (3条許可) 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の出願者・土地の所在・地目・面積、備考欄を朗読及び説明)</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、証明できるものと思われまます。この証明をもって、競売に参加することができ、落札後、通常どおり、農地法第3条の申請があり、許可処理がされる流れとなります。</p>

事務局	<p>なお、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは、速やかに許可処理をしてよろしいかも含め、ご協議をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第23号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第23号 買受適格証明願 (3条許可) 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定します。また、落札された後、農地法第3条の申請が提出され、買受適格証明願の時と相違ない場合は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、議案第24号 事業計画変更承認申請 1件についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の当初譲渡人(貸人)・譲受人(借人)の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明)</p> <p>事業計画変更承認申請について、審査基準は、すべて満たしていると思われま</p> <p>す。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第24号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第24号 事業計画変更承認申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から15番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p>

事務局	<p>決定第 8 号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 15 番、全体筆数は 74 筆、面積は 54,559 m<sup>2</sup> です。1 番から 15 番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、13 名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和 4 年 11 月 7 日、愛知県農業振興基金同意は令和 4 年 11 月 7 日、公告年月日は令和 4 年 11 月 30 日、契約開始年月日は令和 4 年 12 月 1 日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 8 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきますか、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 番から 13 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、13 件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による確認願 1 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、1 件の届出を事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。</p>



事務局	<p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から12番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、12件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年11月21日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者  
議席番号14番委員 沖 龍 彦

議事録署名者  
議席番号15番委員 伊 藤 豊